耶麻	西会津町
河沼	会津坂下町　柳津町
大沼	三島町　金山町　昭和村　会津美里町
西白河	西郷村
東白川	棚倉町　矢祭町　塙町　鮫川村
石川	古殿村
田村	小野町
双葉	富岡町
相馬	新地町
（略）	（略）

○農林水産省告示第五百三十七号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第十九条第二項の規定に基づき、平成二十九年に発生した農林水産業共同利用施設についての災害に係る同条第一項第一号の区域を次のように告示する。

平成三十年三月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

都道府県名	郡名	市町村名
石川県	輪島市	
滋賀県	高島市	
和歌山県	橋本市	
福岡県	朝倉郡	東峰村

備考

この告示に掲げる地域は、平成二十九年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。

○農林水産省告示第五百三十八号

農業災害補償法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十四号）の施行に伴い、農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第九十九条第二項（同法第百条第四項及び第百八条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、昭和三十九年一月二十五日農林省告示第七十二号（農業災害補償法第八十五条第二項の農林水産大臣の定める基準を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）第九十九条第二項（法第百条第四項及び第百八条において準用する場合を含む。）の基準は、水稲にあっては二十アール、陸稲及び麦にあっては十アールに、当該共済目的の種類たる農作物につき耕作の業務を営む者であって当該組合等（法第十一条第一項に規定する組合等をいう。）の区域（法第百七条第一項に規定する共済事業を行う市町村にあっては共済事業の実施区域、法第十条第一項に規定する全国連合会で法第百条第一項の規定により共済事業を行うものにあっては同項に規定する特定区域）内に住所を有するものの数及び構成員の全てが当該区域内に住所を有する農業共済資格団体の数を合計して得た面積とする。	農業災害補償法（以下「法」という。）第八十五条第二項（法第八十五条の七において準用する場合を含む。）の基準は、法第十六条第一項ただし書の基準として都道府県知事が定める面積に、当該共済目的の種類について当該農業共済組合又は法第八十五条の六第一項の共済事業を行う市町村との間に農作物共済の共済関係の存する者の数を乗じて得た面積とする。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第五百三十九号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百三十六条第一項及び農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第八十七条第一項（同令附則第八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同法第百三十六条第一項の農林水産大臣が定める区分及び同令第八十七条第一項の規定による引受方式の選択の方法を次のように定める。

平成三十年三月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

1　農業保険法第百三十六条第一項の規定により特定の共済目的の種類につき品種、栽培方法等に応じて農林水産大臣が定める区分は、水稲及び麦について定めるものとし、別表の第一欄に掲げる共済目的の種類につき、それぞれ同表の第三欄に掲げるとおりとする。

2　農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第八十七条第一項の規定により引受方式（規則第八十七条第一項に規定する引受方式をいう。以下同じ。）を選択するときは、別表の第一欄に掲げる共済目的の種類（麦にあっては、同欄に定める区分。以下同じ。）につき、同表の第二欄に掲げる区分のうち当該共済目的の種類の全てについて地域インデックス方式（同項第三号に規定する地域インデックス方式をいう。以下同じ。）以外の引受方式を選択するときは第一区分、当該共済目的の種類の全部又は一部について地域インデックス方式を選択するときは第二区分に属する同表の第三欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の第四欄に掲げる引受方式のいずれかを選択するものとする。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

別表

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	
水稲	第一区分	一類	一期作の水稲又は二期作のうち一回目の耕作に係る水稲で、飼料用、バイオ燃料用及び米粉用以外の用途であるもの	全相殺方式（規則第八十七条第一項第一号に規定する全相殺方式をいう。以下同じ。）、半相殺方式（規則第八十七条第一項第二号に規定する半相殺方式をいう。以下同じ。）、同項第四号に規定する災害収入共済方式（同項第四号に規定する災害収入共済方式をいう。以下同じ。）及び一筆方式（規則附則第八条第二項に規定する一筆方式をいう。以下同じ。）
		二類	一期作の水稲又は二期作のうち一回目の耕作に係る水稲で、飼料用及びバイオ燃料用であるもの	全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式

耶麻　西会津町
河沼　会津坂下町　柳津町
大沼　三島町　金山町　昭和村　会津美里町
西白河　西郷村
東白川　棚倉町　矢祭町　塙町　鮫川村
石川　古殿村
田村　小野町
双葉　富岡町　葛尾村
相馬　新地町
（略）　（略）